

○9 番（福本耕太君）

9 番 日本共産党の福本耕太です。日本共産党を代表して、質問をさせていただきます。

早速 1 つ目の質問に入らせていただきます。

1 つ目の質問は、「さくら公園の盛り土」に関してですね、防災根拠はありませんということで、即時に中止を。時間、時間をもとに戻して。はい。中止を求める要望と、それから質問になります。

今年度予算に計上されている「さくら公園の盛り土」について、町は防災を理由として国庫補助 2 分の 1、5000 万円の申請をして、工事を実施しようとしています。しかし、想定している災害の種類や地理的条件から考察して、この盛り土が防災と無関係であることは明らかです。

そこで改めて、今から盛り土が防災につながるものかどうか、科学的に検証していきたいと思います。

町は、議会や住民への説明で盛り土は、1. 高潮、津波対策、2. 一時避難、緊急避難所、3. 人と車の避難と説明してきたと思います。まず、この説明間違いないどうか、お聞きします。イエスかノーかで答えてください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 番目の想定している災害の種類につきましては、災害の種類は地震による津波でございます。こどもさくら公園の周辺は、最大 3m の津波が想定されておりますので、その想定でございます。2 つ目の一時避難所ということでございます。嵩上げを予定しているこどもさくら公園の拡張部分、あるいは嵩上げ造成工事をしている他の高校跡地であったり、湊崎第二グラウンドにつきましても、災害時の一義的な利用目的といたしまして、緊急避難場所となると考えております。緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状態において、住民が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものでございまして、町中心部は、そのほとんどが津波浸水区域となっていることを踏まえまして、自然の高台や役場等を含めて、当座の危険性から逃れるために避難していただける場所は、多いに越したことがないというふうに考えております。土淵海峡や伝法川、

○9 番（福本耕太君）

長い、長い、聞いてることだけいうて。時間止めて。

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

答弁を続けてください。

○総務課長（濱口浩司君）

こちらの避難場所につきましては、一時避難所として、整備するものでございます。ただ一時避難所だけでも目的でもございません。その復旧とか、その他の災害にも対応できるものと考えております。

また、車と人間ですね、の避難所となります。車につきましては実際、地震等の避難におきましては、人間が歩いて逃げるということが基本であります。渋滞等とかの機能は、交通渋滞が起こりますので、基本的には人が歩いて逃げる、ということが基本となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今までの説明の中で、高潮って言うことは何度も言うてこられました。地震も言われましたけど、高潮・地震の対策と言われたんですけど、今の説明、濱口課長の説明の中に高潮という言葉が入ってなかったんですけども。高潮は対象になってないんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

高潮につきましては、一時的避難の要素、いろんな要素があるんですけども、今回の避難場所としての要素としましては、津波が対象となっております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君

○9番（福本耕太君）

今までね、いわゆる議会や住民に説明してきたという中身の中には、ちゃんと文字で高潮って入ってましたよ。どうしてそれを隠す必要があるんでしょう。ちゃんと、れっきとして文章の中に高潮、津波地震対策って、ね、書いてましたよね。なんで高潮わざわざ消すわけですか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

再質問にお答えいたします。

土庄町の地域防災計画の津波対策編の方に、一時避難場所の一覧がございまして、そちらの方の要素の中にその種別によってですね、土砂であったり洪水であったりというところがあります。その中の種別で言いますと、津波が対象になるということでございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

公文書ね。予算が通ってから偽造するようなことしたらあかんわ。こういうことするから鈴木議員もね、住民や議会に対してきちんと説明がされてない、理解されてないという話になるわけです。

この一時避難所を作るにあたって、議会に配られた文書の中には明確に高潮という言葉が入っておりました。予算が通った後に高潮を消してしまうということは、これはやってることがもう、そもそも嘘やということを示してると思いますね。で、本当はね、高潮って正直に言うんだと思ったんで、私、質問準備してきたんですけども、あえて申し上げます。事実として高潮っていう文書が議員にも配られてますし、住民にも説明されておりますのでね。

高潮はもともと台風とか、それから低気圧が原因で、起きる現象です。

で、気象庁とかですね、国土交通省のホームページを見ますと、高潮とは何かって書いてあるんですけども、高潮の台風とか低気圧が原因で起きるから、突然来るものではありません。それから、強風、強雨が伴うということが書かれてるのとあわせて、一度海水が流入すると長時間、水が抜けきれないというふうに書かれております。

つまり、高潮は天気予報でも、数日前から、到着時間、日時がある程度わかっている、長時間、避難できる環境が必要だということで、まず、これから作ろうとしている避難所っていうのはですね、屋外であるという点。それから、一時的な避難場所であるということが、高潮の防災に当てはまっていないと。これ、たぶん後からわかったことやから消したんだと思うんですけどね、町の方が。いうことは、はっきりわかっています。

高潮に対して避難所っていうのは、どういうところが必要かというのと、屋内なんですよね。建物、電気・水道・トイレ・エアコンが完備されている屋内に避難してください、ということになっております。

ほな、あえてお聞きしますけれども、高潮始めから書いていませんでしたか。どうですか。当初の説明会書いてませんでしたか。

それで、これ質問僕、町長に出してるんで、町長が答えてください。どの文書にも高潮という文章が入ってませんでしたか、お答えください。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

ちょっと確認してみますので今のところ、今現在では答弁できません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

では、お聞きしますけれども、高潮ということを中心に説明していたらばどうしますか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

当初ですね、高潮という説明があったかもしれませんが、この国庫補助については津波対策として補助取っておりますので、そのような方向で進めていきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

ということはね、あったかもしれませんがとおっしゃってるんですけど。それで予算の審議を行ってるんですよ。

委員会の中で、高潮で審議を行ってるのに、予算が通った後に、高潮から話を地震とかね、津波に切り替える。こんなことが許されるんでしょうか。民主主義の世界で。どう思いますか。説明があったかもしれませんが。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

ですから、確認してみてもわからないとわかりません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

非常に無責任な議論やってることは、よくわかったんですけど、もうちょっと時間もありますので、それではね、地震による津波で盛り土がどう関係してるのかということについて、科学的に検証したいと思います。

でね、まず、そこにある、とのたる館の向いの盛り土、それから、これから作ろうとしてるさくら公園、この盛り土は、それぞれ耐震構造はどうなっていますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

再質問にお答えします。

そもそも耐震構造でやるべきものかどうかというところの構造計算ですね、そこは行っておりませんので、耐震構造ではないです。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

ね、地震のための高台や言うてんのに、耐震構造もやってないんですよ、計算もしてないんです。びっくりしますけどね。これ、本当はこんな興奮してやるつもりじゃなかったんですけど、余りにもひどいんでね、ちょっと私も冷静になりますけど。

そしたらね、聞きますけど、地震による津波って今おっしゃったんですけど、どこで地震が発生した場合に、一時避難、緊急避難が必要なんですか。

仮にね、南海トラフが来たとしても、国の発表でも、小豆島に津波が到達するまでの間にはかなりの時間があると思うんですよ。1時間とか2時間半とかで、その間に盛り土に逃げるよりも私は普通だったら、津波が来るかもしれんものだから、こういう正式に、避難所に指定されているこの役場に住民を誘導するのが当たり前だと思いますし、とのたる館だって2階、3階があります。で、協力すれば農協だって避難所貸してくれます。公民館もあります。

こういう公共施設があって、時間もすぐに10分20分争うようなものではない状況の中で、どうして一時避難所に、雨ざらしの一時避難所に、クーラーもそれから水道もトイレもないところに、住民を避難させよう誘導させようという発想になるのか説明してください。なんで、建物の中じゃ駄目なのか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えします。

建物の中というのは、この土庄庁舎は防災拠点として、災害時には使わせていただきますので、住民の避難場所という部分は、それこそ一時避難としては使うんですけども、防災の現場見たことないでしょうけれども、防災拠点にどれだけの人が入ってくるか、という部分もあります。

とのたる館につきましては、とのたる館の方は先日、6月何日でした。3日にとのたる館の利用方法として、地域住民の方向けに説明会を行っていただいております。その際には森議員もおられましたので、森議員の方に詳細の方をお聞きしたいと思っております。というのも、私は現場に行けておりませんので、ただ報告としては、住民の方々たちは、納得していただいたという部分と、とのたる館というところは、前島と小豆島という部分は、防災の考え方として、

別々に考えていかなければならないと思っております。

というものの、橋が2つしかありません。それも永代橋をたぶんかなり活用するという部分で、そのところで緊急車両、またその他の交通に対して、妨げになるような形になるので、土庄町の考え方としては、前島、それから小豆島というような別々の考え方で進めております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

まずね、ここが避難所として使えないという話です。そもそもこの庁舎造るときに、後ろの壁、見てください。これ突き抜けられるようになってるんですけど、ここに災害が起きたときに、住民の方がバーッと逃げることができるようにという設計でこういう設計にしてるんですよ。

町長、その時は議員でおられたじゃないですか。ここ避難所なんですよ。これが動くのはもう全部多くのもうここに住民が逃げられるように、ここ設計してるんです。ここが避難所じゃなくて、防災の拠点になるから住民を追い出すという話は、もともとのこの庁舎の設計からしても、誰も納得しないと思いませんよ、それは課長の皆さんも。

でね、お聞きしたいんですけど災害が津波が起きました。逃げなあかんというときに、町長はこの庁舎の鍵閉めるんですか。とのたる館鍵閉めるんですか。みんなが逃げようとしてるのに。雨ざらしの屋外の一時避難所に逃げてください、施設の中には入らんとってくださいと、鍵閉めて、そっから住民を追い出すんですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほどの答弁の中で、福本議員すべて聞かれたかどうかわからないんですけども、防災の拠点として、この場を使わせていただきます。

ただ、一時避難としてはというふうに、私、付け加えてますので、何も住民を入れないということは、私の方は発言しておりません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

住民を入れないんですか。鍵開けてここに住民に入ってくださいと、一時避難所に行けって言うんじゃないかと、ここに皆さん来てください。エアコンも効いてるし、電気もある、水道もある、トイレもあるんだから、ここで安心して避難してくださいってことを言わないんですかって聞いてるんです。

○議長（濱野良一君）

岡野町長

○町長（岡野能之君）

はい。そのことにつきましては、現在、今、ハザードマップを作っている上で、この近隣の土地をですね、整備がまだできてない部分もありますので、そのようなところで、先駆けて大部地区では、防災担当によるワークショップが開催されております。

また豊島地区では、地域おこし協力隊、香川大学長谷川教授による、防災まち歩きを開催しております。

そんなところで、この役場周辺におきましても、ハザードマップの更新に合わせ、どのような災害にはどのような避難をするか、というような防災まち歩き地図を作っていくように計画しております。

○議長（濱野良一君）

福本康太君。

○9番（福本耕太君）

マップとかいう話と違って、私が聞いているのは、一時避難所を屋外に作るうとしてるんだけど、目と鼻の先に、ちゃんと電気も通ってる、水道も通ってる、トイレもある施設があるじゃないですかと、ここで受け入れをしないんですか。なんでわざわざ屋外のわざと高く上げたところに住民を追いやるわけですか。ていうこと言ってるんです。その時にもし雨が降ってたらどうなるんですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

いや、あのですね。委員会等でも説明したんですけども、逃げ遅れた人の一時避難所としてというふうな言葉ずっと伝えております。

そのようなところで、先ほど申しましたように、全体的に周辺の住民の皆さま、個別にどのような避難方法をとるかということをやっていないと、それこそ聞き逃した方がいるというような形になって、私は、町の方から指導を受けていないと、そういうようなところに参加していないというような言葉が、後日、われわれの方に入ってくるようなことになってくると思いますので、丁寧にはですね、ハザードマップ更新後に、そのような逃げ道地図の作成を行っていきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

その前のね、町長の発言の中で、ここにどれだけたくさんの人が押しかけてくると思ってるんですかって言われたんですよ。

で、もともとこの高台の避難所も、ここも、この湊崎土庄周辺地域に住んでる人たちがここへ逃げてくるんであって、大部とか大鐸でとか、そのほかの地域の人たちは想定してないんですよ。ですよ、高台にしても。なんで大部やよその話が出てくるんですか。豊島の話が出てくる。

○議長（濱野良一君）

岡野町長

○町長（岡野能之君）

あのですね、土庄町全体で防災に対しての災害に対しての、逃げ道地図を作っていく段階で、大部から豊島から始めておりますということを伝えただけでございます。

ですから、そのあとにこの周辺地域のという部分と、一時避難という部分で逃げ遅れた方のということを申し上げております。

そのようなところで、それを理解していただいてしゃべっていただかないと。それとですね、先ほど総務課長があつたように、ああ、福本議員の発言があつたように、できるだけ遠くにとというようなところを促します。災害においては。それで逃げ遅れた方の避難場所としてというようなことで。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

逃げ遅れた人やったら、想定的にたくさんの方が来るわけじゃないんですよ、ね。逃げ遅れた方を、ここの庁舎であるとか、建物の中に避難してもらったらいじゃないですか。エアコンもあるし、今の時期とかね、暑い時期とかに、屋外で炎天下の中で、その盛り土の上に、要するに人数的にはある程度絞られるっていう話でしょ。だったら別に、ここで十分間に合うじゃないですか。何で炎天下の中にほうり出すわけですか。高台行ってくださいって話になるんですか。誰が聞いてもおかしいと思う。何でここじゃ駄目で、とのたる館じゃ駄目なの。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

できればですね、私どもの地域防災計画を1回、目を通してからしゃべっていただいた方がありがたいんですけれども。

○9番（福本耕太君）

地域防災計画の中に、

○議長（濱野良一君）

順番に。冷静になりましょう。

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

地域防災計画の中に、もともと高台を造るっていう計画っていうのはなかったと思いますよ、ずっと。長い間の防災計画の中には。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

目を通していただいたらいいと思うんですけれども、公園の整備とか、そういうところで入ってます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

公園の整備もですけど、庁舎を建てるときに、この庁舎が避難所になるってのも入ってるはずですよ。そのの湊崎第2グラウンドの嵩上げ3m行いました。そこだって計画の中に入ってるわけです。

そういう意味では、いろんな施設が避難所として指定されてますよね、今。その指定してくる中で、防災計画というのはいまもうすでに入ってるんですよ。

そんなにたくさんの方が避難するわけじゃないっていうふうにも、町長おっしゃったけども実際どうなるかわからへんのだけども、だけどそれから考えても、町長がおっしゃった、ある程度の人数だったことから考えても、ね、どうして、この庁舎とか建物の方に避難したら駄目なのかって聞いてるんですよ。そこを答えて欲しいんですよ。鍵は閉めっ放しにしとくんですか。開けて受け入れるんですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

申し訳ないです鍵の方ですね、開けておかないと、災害復旧活動もできませんので、それはもう、はい。

それでですね、第2グラウンドの話も出ましたが、これ恥ずかしながらわれわれの防災計画の中で、全然足りてない部分がありまして、ヘリの緊急ヘリポートとして扱うためにはどうするかとか、今はオリビアンと、東港が指定されております。そのところから防災拠点である、今の庁舎までの街路整備もできておりません。そういうところも踏まえて、それから自衛隊が入ってきた場合の宿营地、また簡易的に皆さまが寝泊まりするためのテントをどこに張るか。

そのような部分も、すべてまだ計画を立てておりませんので、それを今から早急に計画立てていくようなところで、さくら公園を嵩を上げるのは、私は必要だと思っております。

またですね、公園の整備と、トイレの設置、それから公園の拡張という部分で、この要鉄地域からは、防災に対する施設を造っていただきたい。それから老人クラブ、また学生からは、公園を拡張して欲しい。それから今、こどもさくら公園を利用している方々たちは、トイレを新しくして欲しい。その3つを兼ね備えて造ることが、公園を整備だけするよりも、トイレを単体でつくるよりも、土庄町の費用負担が少なくなるために、そのような方向で進めております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

あのね、土庄町の負担を減らすためにね、もうそこまで言うんやったらはっきり言いますけど、国をだましてね、補助金引っ張ってきて、土庄町の負担減らして公園広げてええんですか。私はそういうやり方は、行政のあり方として、邪道やと思いますよ。

きちんと科学的に、この防災計画が必要なのかどうかということを検証した上で、この役場に逃げてきたらあかんのか、ほかに逃げる場所がないか、もっと安全な場所は。そういうことを検証した上でね、ないんだったらね、そこを造らなあかんって話なんだけど、野ざらしの高台よりもね、建物なんかあるじゃないですかいっぱい。そこに逃げてくださってという防災拠点ちゃんとできてるにもかかわらず、わざわざ防災をひっつけて、国から金引っ張ろうというやり方は、私はこれ大問題だと思いますよ。今そういうことを町長おっしゃったんですよ。

それとね、さっきもう1点、ちょっとね、さっき自衛隊の話とかされましたけどね、へりとかの話。一時避難所でしょ、緊急時の避難所でしょ。自衛隊とかね、それから緊急へりとかっていうのは、一時避難の後の話ですよ。ね、今造ろうとしてんのは一時避難所なんですよ。私が言うてんのは、一時避難って書いてあるがな、ずっと書いてありますやん。一時避難をここでしたらいいじゃないですか。エアコン効いてる部屋で安心して避難していただいたらいいじゃないですか。とのたる館だって鍵を開けたらいいんじゃないですか。土庄公民館だって、いわゆるこの周辺全体の中でいうと高い建物あるじゃないですか。エアコンも効いてる食べ物もある。ね、そういうところに避難していただければ、外で野ざらしで避難するよりも安心していただけるんだから、その道筋を書いてあるガイドラインをきちっと作って、住民の方に知らせていく方が、

野ざらしの高台を造るよりもよっぽど科学的な災害対策になるんじゃないですかって話をしてるわけですよ。

で、地元の方から要望があったと言われますけど、前、高潮災害があったときに、ここにはね、防災拠点なかったわけなんですよ。だからここを嵩上げして、ほんで庁舎造るときにも防災拠点に指定したわけじゃないですか。住民の方から出ている避難所って、避難所の要望っていうのは、もうすでにこの何十年の間で着々と準備が進められてきてるんですよ。

そのことから、そのことと比較してもね、今のね、嵩上げっていうのは、全く防災のね、ぼの字も引っかけられない。私は、防災と引っかけ、国から金引っ張ろうというやり方は、公園つくるための、お金を国から出してもらおうというやり方っていうのは、町長あなた自身の首を絞めると思います。

だから私はやめるべきじゃないかと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

国に対してだましたとか、そういうのつもり一切ございません。現在、必ず起こるであろう南海トラフ地震、その地震による津波に対する防災対策として、われわれは申請しているわけであって、国をだましたというつもりは一切ございません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

あの、今ね、さっき言われたじゃないですか、土庄町のお金だけ使ってやったらものすごくかかるから、国に補助してもらってやろうと思うとんやと。

それが本音ですよ。それ言うたらあかんと思うよ、私は。それを議会で町長が平気で言うというのは、県やら国を馬鹿にしてることだと思いますよ。ほんまに災害拠点が必要なんだったら、国もきちっと説明して県にも説明して、必要なことを高潮隠すとかこんなことをせずね、訴えたら、県とかはきちんと答えてもらおうと思いますけど。今、みたいなお金を引っ張ってくるために、防災を引っかけ、議案を出して補助金をついていうようなやり方したら、私は土庄町の、本当に汚点になるということで、最後に、次の質問もあるんで閉めたいと思うんですけども、これね、造ったらね、造ったはいいけども、ほんまに災害が起きたときには、狼少年じゃないですけど、そこには誰も逃げないですよ、町長言われたように鍵開けてるんやから、みんな役場に来ますよ。とのたる館に来ますよ。

ね、僕、1点だけお聞きしますけど、もしそういう災害が起きたときに、町

長やったら、この役場の建物に逃げるか、野ざらしの高台に逃げるかどっちに逃げます。僕やったらこっちに逃げます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

すみません。福本議員の質問と答弁ちょっとずれますけれども、これ何度も申しますが、国の部分に関しては、先ほど申したとおりです。

それで利活用できるというのであれば、その他の機能を兼ね備えていくという部分で進めております。

それと私の逃げ方というよりも、そのために、個別に逃げ道マップを作っていくというところでは。

体の状況、それから年齢、性別、いろいろ体力的な部分、どのような形で逃げ道を作っていくかというところを、それでワークショップを開催したところ、皆さん、自分が住んでいる土地がどういうところだったかというところを改めて感じたというような声もいただいております。

○議長（濱野良一君）

町長、簡潔にお願いします。

○町長（岡野能之君）

はい。私はですからその地図を作るように進めております。ですから、私がどう逃げるとかという部分は、私は逃げられません。ここにいますから。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

野ざらしのところに避難するか、建物の中に避難するかどちらですか、ということ聞いてるんです。普通の人だったらね。そういう建物を今までも準備してきてるんですからね。

次の質問もありますんで、最後にあんまり答弁結構です。これはやめるべきやと思います。誰もそこには逃げませんし、こんなことをつくったという、負の歴史が残ってしまうんで私は、町長自身のためにもならないというふうに思いますので、中止をすべきだということを強く訴えたいと思います。

では、時間ありますので次の質問に入りたいと思います。

昨今、経済的な理由からですね、個人や業者を問わずですね、固定資産税の減免を求める声が高まっております。

それ以前にですね、今、土庄町ではですね、減免それから欠損処理等がこれまでも行われてきたと私は認識してるんですけれども、どういう基準で、欠損処理とか減免とかを行っているのかをお聞きしたいと思います。

まず、法の下での平等で、住民によって、この人は減免してあげますというこの基準を明確にお示しいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

税務課長 三枝恵吾君。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

欠損処理の理由は、個人、法人ともに、地方税法第15条の7及び第18条第1項による、消滅時効期間が経過したことなどが理由となりますが、消滅時効等に至った事由としては、滞納処分をすることができる財産がない、滞納者または法人の所在及び財産が不明、相続人が不存在、またはすべての相続人が相続を放棄、などといった事由がございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今説明された基準に満たさない条件的に満たしてない方に対する、欠損、欠損というですね、時効消滅っていうのはこれまで土庄町の中にありましたでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

税務課としましては、あくまでも国税徴収法、地方税法に基づき執行しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

では具体的に、固定資産税が減免される条件としてお聞きしたいと思います。

自己破産を行った人がいます。この人が自己破産を行ったという条件のもとに、固定資産税というのは、払わなくてよくなるのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

一般論として申し上げますと、破産した場合でも、税金は免責とはなりません。ただし、滞納処分することができる財産が残っていない場合、税金以外にも多額の負債がある場合には、徴収できる税金は限られることとなります。以

上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

では、企業の場合、会社が倒産して責任者がいる場合、明確に責任者がいる場合において、その責任者に対して、会社が倒産しても、固定資産税は発生すると思うんですけども、その請求っていうのは行うのでしょうか。それとも請求そのものを行わないのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えします。

繰り返しますが、あくまでも国税徴収法、地方税法に基づき執行いたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

個人の場合についてはですね、請求を行って、そこに個人がいる場合は取り立てを行っているといます。私も住民の方とのつながりがありますので、お聞きしています。

企業に関しては、責任者が見つからないといった場合についてですね。名前はあるんだけど、どこにいるかわからないといった場合に、請求をしていないという、請求してるかもしれないですけど、税金を集めることができないといった場合が起こってるということも聞いてますけれども、そういう場合について、この個人と、それから責任者がいなくなった企業との場合の一致点、個人には請求するけども、企業に関しては、請求、取り立てをしないというような状況ということはあるのかどうか、やってるということではなくて、そういうことがあるのかどうか。また、個人が存在してるけども払えんって言ったら、払わなくて済むのかどうか、お伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えします。

個別の事案について、詳細がわからない状態ではお答えできかねます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

じゃあ具体的にお伺いしますけれども、自己破産を行いました。生活費はもうぎりぎりです。だけど固定資産を持っています。生活切り詰めて生活保護を受けながら生活を切り詰めて、固定資産税を払っている人に対して、町はどういう態度をとるのか説明をお願いします。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えいたします。少々お待ちください。失礼しました。

経済的な理由などにより、納税に対する不安がある方がいらっしゃることは存じ上げております。固定資産税の減免事由に該当すれば、減免の対象となりますが、それ以外の例えば、長期の病気、事業の休廃止などの理由により、納期どおりに町税等を納められないときは、税務課に納税相談いただければと思います。

その他、一定の要件に該当し、町税等を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、納税を猶予する制度もございます。税務課までご相談いただければと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

具体的に聞いてるんですけど自己破産して、生活保護を受けてる人に対して土庄町ってのは固定資産税の請求を行ってると思います。

これは固定資産税というのは、自己破産する前、生活保護を受ける前の借金になりますから、法律で本来は生活保護費から、それを払ってはいけないというふうな法律になってるはずですけども、町は請求を行っています。

中にはそれを払ってる人もいるんですけども、払ってる人払ってへん人が、存在するというのが現実の社会です。こういう場合に対して、町としては生活保護を受けてる人に対してどういうふうなことを述べるのか。固定資産税に対して。ただ単に一方的に払ってくださいというて公正をかけるのか。答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃられたことにつきましては、個別の事案でございますので、詳細が把握できない以上、お答えできかねます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

許可してません。

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

いや個別の事案っていうんですけど、具体的なこと言ってるんで、同じ人に対してね、同じ条件にある人に対して、基準があるわけですよ。その基準が、今の話だったら曖昧になるんですよ。

時間もありませんからあれなんですけど、今、土庄町に家を持ってる人、お父さんお母さんが家を持ってて、もう島外に出てる人がですね、家の固定資産税だけをずっと払い続けている状態になってると、かなりこれは厳しいという声なんかもお聞きしております。

そういう意味ではですね現状把握した上で、きちんとですね、減免制度なんかの制度をきちっと作っていくということをしなければ、対処がし切れないと、払いきれないという問題が出てくると思うんです。人それぞれに事情が違うと思うんですけど、ここできちんとした、やっぱり道筋をつけておかないことには、住民さんが言うてきたときに、同じ条件やのにあの人が認められた、うちは認められへんというようなことがあったんでは、個別のケースは言えませんっていうんでは、ちょっとこれではとまらないと思うんですよ。ですのでもっと住民にわかりやすく明確に、その基準というのを設けていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

税務課といたしましては、失礼しました。

福本議員の再質問にお答えします。

税務課といたしましては、法の正しい理解と、公正な納税の推進に一層努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

だから、納税の公平性を担保するために、具体的に住民が誰でもわかるような基準を明確に示してくださいということ言ってるんで。それをこれからつくって欲しいと、みんな困ってるわけですからね。

ただ今の話で、今の答弁だったら、うちの方では情報持ってるけど住民には

出しませんよと。うちの考え1つで何とでもなりますよというふうにとらえても仕方がないんで、困ってる住民さんに寄り添う立場から、こうこうこういう状況の場合には減免制度がありますよというのをきちんとやっぱり示していく必要があると思うんです。

税務課単独で考えたら、税金を徴収する方になるので、難しいと思うんですけど、町の施政の姿勢としてあり方として、きちんと町長が旗を振って、困ってる住民さんに寄り添う形で進めていく必要があるということを訴えたいと思います。

あと最後ちょっと時間がありますんで、先ほどの高潮のがあったかなかったかっていう話について、きちんと文書で出していただくように求めまして私の質問を終わります。